

電子計算機処理に係る個人情報の提供の制限（条例第10条第2項）について

1 条例改正の内容

国等（※1）に対して電子計算機処理（※2）に係る個人情報を目的外で提供する場合は、審議会への諮問を不要とし、審議会には事後に報告するものとする。

【理由】

(1) 規定の趣旨

ア 条例第8条第1項第5号は、市から国等に目的外で個人情報を提供できる場合を、「事務の遂行に必要不可欠」であり、「やむを得ない理由があると認められるとき」と定めている（※3）。

イ そして、条例第10条第2項は、この条例第8条第1項第5号の規定により国等に目的外で提供をしようとする個人情報が「電子計算機処理」に係るものであるときは、あらかじめ審議会に諮問しなければならない旨を定めている。

この規定は、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、電子計算機処理に係る個人情報が提供先において不当に利用された場合に被害が甚大となることに照らし、より慎重な取扱いをすることを目的としたものである。

※ なお、民間企業等へ個人情報を目的外で提供する場合は、条例第8条第1項第6号により、全て審議会への諮問が義務づけられるため、この第10条第2項に相当する規定はことさら定められていない。

(2) 改正の必要性

ア しかし、審議会によるこのような事前審査は、以下の理由により過剰な保護規制となっている。

(ア) 国等に提供される個人情報は、法令等（法令又は他の条例）に基づくなどの公益性の高い事務に利用されるものであり、また、前述のとおり、国等に目的外で個人情報を提供できる場合も「事務の遂行に必要不可欠」などと厳しく制限されている（条例第8条第1項第5号）。

(イ) 平成7年の条例制定当時は、そのような国等への提供であっても、国等において個人情報を保護する一般的な法律がなく取扱いルールが不明確であったため、電子計算機処理に係る個人情報の目的外提供に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くこととしたものである。

(ウ) しかし、その後、平成15年の行政機関個人情報保護法等の制定により、国等における個人情報保護制度が創設され、利用目的以外の目的で利用・提供してはならないなどのルールが定められ、このことにより安全性が確保され、その後さらに10年以上が経過して制度が十分に定着した。

(エ) したがって、現在では、国等に提供する個人情報が電子計算機処理に係るものであることをもって、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるとはいえなくなったものである。

(オ) なお、他の政令指定都市で条例に同様の規定を設けている都市はない。

イ さらに、条例制定当時と異なり、現在ではITの活用によるさらなる行政サービスの向上や行政運営の効率化が求められている（H29.5.19 総務省通知）。

そのような中で、前述のとおりそもそも条例第8条第1項第5号により個人情報を提供する場面は「国等の所掌事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠」などの状況にあると認められる場合であり、そのような場合においても審議会へ諮問しなければ一切電子計算機処理に係る個人情報を提供できないとなると、情報化が進展した現在において、かえって、法令等に基づくなどの公益性の高い国等の所掌事務の迅速性・機動性が損なわれ、公益が害されるおそれもある。

(3) 結論

ア 以上から、条例第10条第2項の規定を改め、審議会への諮問を不要とする。

イ 一方で、審議会が電子計算機処理に係る個人情報の国等への提供の状況を把握する必要性も認められることから、審議会に対しては事後に報告するものとする。

2 条例改正案(新旧対照表)

改正前	改正後
第10条(略)	第10条(略)
2 実施機関は、電子計算機処理に係る個人情報を、第8条第1項第5号の規定により国等に提供しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。	2 実施機関は、電子計算機処理に係る個人情報を、第8条第1項第5号の規定により国等に提供したときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
3 (略)	3 (略)

3 国等への電子計算機処理に係る個人情報の提供の具体例

- (1) 「日本年金機構」が行う無年金者発生防止のための未納者対策（所得がある者への徴収強化及び所得がない者への免除申請勧奨）のために、年金未納者の所得情報を電子データで提供
- (2) 「裁判所」が行う裁判員候補者予定者名簿の調整において欠格事由（禁固以上の犯歴の有無）を審査するために、有権者情報のうち裁判員法で提供することが定められていない本籍地を電子データで提供
- (3) 「10市1町8一部事務組合消防指令事務協議会」（ちば共同指令センター）が行う災害時の現場の隊員への指令業務のために、災害時要援護者名簿を電子データで提供

※1 「国等」の意義

- (1) 国
- (2) 独立行政法人等
 - ア 独立行政法人通則法2条1項の独立行政法人 → 国立公文書館、造幣局、国立科学博物館など87法人
 - イ 独立行政法人等個人情報保護法別表の法人 → 日本銀行、国立大学法人、日本年金機など16法人
- (3) 地方公共団体
- (4) 地方独立行政法人 → 首都大学東京、大阪市立大学、東金九十九里地域医療センターなど
- (5) これらに準ずる団体 → 千葉市住宅供給公社、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会、他市との協議会など

※ 設立趣旨、目的等から公共団体の行う事務事業に準ずる公共性の高い事務事業を行う法人又は団体であって、次のいずれかに該当するもの

 - ① 法令等により設立された公社、組合等
 - ② 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人により構成される団体

※2 電子計算機処理

電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成し、又は文書若しくは図画の内容を記録するための処理を除く。

※3 個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定

第8条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために…個人情報を当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 当該実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、当該個人情報を利用することに相当の理由があると認められるとき。
- (5) 国等に提供する場合であって、提供を受けるものの所掌する事務の遂行に当該個人情報が必要不可欠であり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を使用することにやむを得ない理由があると認められるとき。